

「第7期埼玉県障害者支援計画（案）」に対する県民コメント （意見募集）の実施について

埼玉県では、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県障害者支援計画」を策定しています。

現行計画の計画期間が今年度で終了することから、現在、令和6年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。

このたび、「第7期埼玉県障害者支援計画（案）」を取りまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を募集します。

■県民コメントについて

1 募集期間

令和6年1月5日（金）～令和6年2月5日（月）（必着）

2 資料の入手方法

(1) 埼玉県のホームページから入手できます。（令和6年1月5日から掲載）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/keikaku/index.html>

(2) また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

・埼玉県福祉部障害者福祉推進課（本庁舎1階） TEL 048-830-3294

（平日午前8時30分～午後5時15分まで）

・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階） TEL 048-830-2543

（平日午前9時～午後5時まで）

・埼玉県の各地域振興センター・事務所

（平日午前8時30分～午後5時15分まで）

南部 TEL 048-256-1110 南西部 TEL 048-451-1110

東部 TEL 048-737-1110 県央 TEL 048-777-1110

川越比企 TEL 049-244-1110 西部 TEL 04-2993-1110

利根 TEL 048-555-1110 北部 TEL 048-524-1110

秩父 TEL 0494-24-1110 東松山事務所 TEL 0493-24-1110

本庄事務所 TEL 0495-24-1110

・ 埼玉県各福祉事務所

(平日午前8時30分～午後5時15分まで)

東部中央 TEL 048-737-2132 西部 TEL 049-283-6780

北部 TEL 0495-22-0101 秩父 TEL 0494-22-6228

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

イ 法人その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

は必ず記載してください。

(2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX 番号 048-830-4789

ウ 電子メールの場合

E-mail a3310-01@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県障害者支援計画（案）への意見」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※様式は自由です。

(「別紙意見提出様式」を使用していただいても構いません。)

4 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、「第7期埼玉県障害者支援計画」を策定します。
- (2) いただいた御意見の概要とそれに対する県の考え方などを公表します。(プライバシーに関する内容を除きます。)。
なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 総務・計画・団体担当

さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3294 FAX 048-830-4789

E-mail a3310-01@pref.saitama.lg.jp